

第1章 はじめに

1 ビジョン策定の趣旨

水道は、県民の豊かで快適な生活環境と社会経済の発展に欠かすことのできない施設であり、その重要性は今後も変わることはありません。

県では、昭和55年3月に、水道整備の基本方針を示す「長野県水道整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定しました。この基本構想の下、水道事業者による未普及地への水道の拡張整備や安定水源の確保、施設統合による配水の効率化等を推進し、増大する水需要への対応を図ってきました。

今日、人口減少社会が本格的に到来し、水道事業はこれまでの前提とは正反対の水需要の減少という、これまで経験したことのない局面に突入しています。今後、給水収益が減少していくことが見込まれる中、老朽化する水道施設の更新や災害対策の強化、多様かつ高度化する水質管理水準への対応等、山積する課題へ対応していかなければなりません。

このような状況に際し、厚生労働省は、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定し、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その実現のための取組の方向性、実現方策、水道関係者の役割分担を示し、水道事業者が策定する「水道事業ビジョン」とともに、「都道府県水道ビジョン」の策定を求めています。

また、平成28年2月に総務省、同3月に厚生労働省がそれぞれの立場から、水道事業の基盤強化のため必要に応じて広域連携を図ることの重要性を改めて通知し、都道府県に対し、早急に検討体制を構築し、検討を進めるよう要請しています。

このような状況を踏まえ、これまで築き上げられてきた本県の安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な水道水の供給体制を確保するために、基本構想を全面的に見直し、これからの県内の水道が目指すべき方向性や取るべき方策及び連携策を示す「長野県水道ビジョン」を策定することとしました。

2 ビジョンの位置付け

- このビジョンは、県の水道行政の基本指針として策定し、県の各種計画（表1-1）と相まって、水道行政を推進していくものです。
- このビジョンは、厚生労働省が平成25年3月に示した「新水道ビジョン」において都道府県へ策定要請がされている「都道府県水道ビジョン」に当たるものです。
- このビジョンは、県内の水道関係者の共通取組指針として活用されることを期待するものです。
- このビジョンの施策の推進に当たって、各水道事業者が策定する「水道事業ビジョン」の内容に留意し、必要に応じ水道事業者と意見交換調整等を行っていきます。

表 1-1 長野県水道ビジョンに関連する県の各種計画

分野	計画等名称	計画期間（年度）	
		始	終
総合計画	しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）	H25	H29
人口減少対策、 地域社会の維持、活性化	長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略	H27	H31
水環境	第5次長野県水環境保全総合計画	H25	H29
防災	長野県強靱化計画	H28	H29
災害時行動	長野県地域防災計画	随時更新	
過疎対策	過疎地域自立支援方針	H28	H32
水道水質管理	長野県水道水質管理計画	H5	H14
広域的水道整備	上伊那圏域広域的水道整備計画	S54	H12

3 計画期間及び目標年度

このビジョンでは、平成 29 年度から 10 年間（平成 38 年度まで）の施策を示します。